

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係

6 件

静岡国民年金 事案 1639 (事案 858 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月まで

申立期間当時に町内の国民年金保険料を集金していた集金人の妻から、「夫は、昭和 36 年度から町内の国民年金保険料の集金を行っており、申立人家族の保険料も継続して集金していた。」とする証言をもらった。当時、家業は大変忙しく、家族総出で夜遅くまで仕事をしていし、私の学生期間の学費や生活費も親が負担してくれており、保険料を払えない生活環境ではなかった。

また、社会保険事務所（当時）が保管する国民年金の台帳には、私、私の母親及び私の兄のいずれも「所在不明」と表示されていた上、私の住民票の異動後に、異動前の住所地へ国民年金保険料の請求が行われているなど、行政側の事務処理誤りがあり、申立期間が未納とされているのも事務処理誤りであると考え。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に他界しており、状況は不明であること、ii) 申立人、申立人の母親及び申立人の兄の申立期間に係る保険料の納付状況は全員一致しており、申立期間は未納となっていること、iii) 申立期間直後の昭和 40 年度及び 41 年度の保険料を昭和 42 年 6 月 27 日に遡って過年度納付しており、申立期間当時、保険料の納付に遅れがあったことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 10 日付け年金記

録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に町内の国民年金保険料を徴収していたとする集金人の妻から、「夫は申立人家族の国民年金保険料を徴収していた。」との証言をもらったとしていることから、当委員会において同人に聴取したところ、同人は、自身の夫が町内の保険料を徴収していたことは記憶しているものの、徴収していた時期やその対象者など具体的なことは分からないと述べており、同人の証言から、その夫が申立人の申立期間の保険料を徴収していたとまで推認することは困難である。

また、申立人は、自身の年金記録管理に行政側の事務処理誤りが見られるとして、申立期間についても行政側の事務処理誤りがあるのではないかと主張しているが、これは当初の申立てにおいても主張されていたものであり、今回の申立てにおける新たな事情ではない上、申立期間において行政側の事務処理誤りがあったことをうかがわせるような事情も見当たらない。

以上のおり、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

平成元年 11 月に現在居住する市へ転入後、市役所又は社会保険事務所（当時）から、国民年金の未納保険料に係るはがきを送付されてきたので、父親が 2 年 1 月中旬に市役所へ赴き、同はがきに記載されていた金額を納付した。父親は、納付の際に市職員から、このはがきに記載されている金額以外にも未納が有るとの説明を受けたので、数日後に再び市役所へ赴き、全額納付した。父親が 2 度に分け納付した金額は合計で 20 万円くらいであったことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在居住する市へ転入後、市役所又は社会保険事務所から国民年金保険料の未納に係るはがきを送られてきたため、平成 2 年 1 月中旬に申立人の父親が市役所へ赴き、同はがきに記載されていた期間の保険料を納付したとしているところ、その時点で、申立期間①は申請免除期間であることから、追納により保険料を納付することが可能であるものの、追納については、被保険者が追納の申出をしなければ納付書は作成されず、保険料を納付することもできない上、申立期間②の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①前の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間については、平成 6 年 11 月に追納により納付済みとなっている期間であり、それ以前は申立期間①同様、申請免除期間であったことがオンライン記録から確認でき

るところ、制度上、国民年金保険料の追納を行うに当たっては、承認月前 10 年以内の期間について、先に経過した月の分から順次行うものとされているため、2年1月の時点では、まず当該期間から保険料を追納しなければならないにもかかわらず、実際には当該保険料は6年11月に追納されていることから、2年1月の時点で、申立期間①に係る保険料の追納が行われたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料収納年月日をオンライン記録により確認すると、平成2年1月8日に、元年4月から2年3月までの保険料が現年度保険料として、同年2月28日には、昭和63年4月から平成元年3月までの保険料が過年度保険料として、それぞれ納付されていることが確認でき、これらの納付に必要な保険料の合計額は18万8,400円となることから、これらの納付の時期及び納付金額は、申立内容とおおむね一致している。このことに加えて、上述したとおり、2年1月の時点で申立期間①に係る保険料の追納が行われたとは考え難いこと、及び申立期間②の大部分が時効により納付できない期間であることなどを踏まえると、申立人の父親が行ったとする保険料納付は、昭和63年4月から平成2年3月までの期間に係るものであったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1641 (事案 1519 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月まで

今回、新たな資料として当時の私の日記が見つかった。日記には、当時同居していた伯母が、私の母親の国民年金保険料を納めてきたと記しており、伯母が母親の保険料も納めていたことが分かった。伯母は私を自分の娘のようにかわいがってくれており、そんな伯母が、母親の保険料を納めておきながら、私の保険料を納めなかったとはとても考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立人の伯母が申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたと述べており、申立人自身は、申立期間に係る保険料納付には直接関与していない上、申立人の伯母も既に他界していることから、申立期間の保険料納付の状況は不明であること、ii) 申立人に対して、申立期間当時居住した市から、国民年金手帳記号番号が昭和 47 年 8 月 4 日に払い出されているが、同記号番号払出時点で申立期間は全て時効であり、遡って保険料を納付することはできなかったと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 11 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、当時の申立人自身の日記の写しを提出しているが、申立人自身も述べているとおり、当該写しの記載からは、申立人の伯母が申立人の母親の国民年金保険料を納付したことはうかがえるものの、申立人の保険料納付を示す記載ではなく、当該記載を理由として申立人の伯母が申立人の申立期間に係る保険料を納付したとまで推認することはできない。

また、申立人は、上述の日付のページのほかに、申立人の伯母が銀行に出向いた旨記載されているページの写しを提出し、これを、申立人の国民年金保険料納付のために銀行に出向いたことを示す記載ではないかとも主張しているが、申立人の伯母が銀行に出向いたとする記載が、申立人の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

以上のおり、申立人が提出した日記は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1642

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から同年 12 月まで

申立期間当時、私は、国民年金の加入は任意であったが、昭和 54 年 5 月に市役所へ赴き加入手続を行い、国民年金保険料も市役所で納付していたと記憶している。所持している領収書には、申立期間について納付できないよう印字されていたり、当時の年金手帳にも、申立期間に国民年金に加入していたとする記載があるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 5 月に国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったとしているが、申立人に係る特殊台帳及び市の電算記録共に、国民年金の任意加入被保険者資格取得年月日として 55 年 1 月 25 日と記録されており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金の任意加入については、通常、資格取得手続を行った日が資格取得日となるところ、市が記録している上記資格取得に係る届出年月日は昭和 55 年 1 月 25 日であり、資格取得手続日と資格取得日が同日であることが確認できる上、申立期間についても申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため国民年金の任意加入対象期間となり、当該資格取得手続の時点から遡及して国民年金被保険者資格を取得することができず、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに不自然さは見受けられない。

さらに、申立人は、自身が所持する昭和 55 年 2 月 13 日作成の昭和 54 年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書において、第 1 期（昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで）から第 3 期（昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで）まで

の国民年金保険料を記載する欄に星印が印字されており、同納入通知書では当該期間の保険料を納付することができないようになっていることについて、当該納付書の作成時点において、当該期間の保険料については納付済みであったためではないかと主張しているが、当該表示について市に照会したところ、「申立人については、昭和 54 年 5 月から同年 12 月までの期間の国民年金被保険者資格記録が無い。同資格を有しない期間については星印が印字されていた。」との回答をしている上、第 1 期には、申立期間前である 54 年 4 月が含まれているが、第 2 期及び第 3 期と同様に星印が印字されていることから、当該表示が、申立人の主張するように、申立期間の保険料が納付済みであったために印字されているものではないことが確認できる。

加えて、申立人が所持する年金手帳には、国民年金被保険者資格取得年月日として「昭和 54 年 5 月 21 日」と記載されており、当該記載が行われた経緯は不明であるものの、年金手帳の資格取得日の記載は、同日から国民年金保険料を納付したことを示すものではない上、上述の状況を勘案すると、当該記載が申立期間の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

その上、申立人は、申立期間について、「市役所の 2 階で国民年金保険料を納付した。2 回は納付に出向いた記憶がある。」と述べるものの、納付時期や納付金額などの具体的な記憶は無いとしており、納付状況が不明な上、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年3月まで

私は、老後を考えて国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。年金記録が空白になっている期間も国民年金をやめた記憶は無く、継続して保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金任意加入被保険者資格の喪失を申し出た記憶は無いと述べているが、申立人の居住する市の電算記録においても、国民年金被保険者資格喪失年月日として「S59. 9. 6」と記録されており、オンライン記録の喪失年月日と一致している。

また、当時の事務処理として、昭和60年8月の時点において国民年金の任意加入者であった場合、61年4月の国民年金第3号被保険者制度の開始に備え、61年1月末までに、居住する市に「国民年金任意加入被保険者現況届出書」を提出し、同年5月には「国民年金第3号被保険者該当通知書」が送付されていたものと考えられるが、申立人は、当時の年金制度の変更や、それに伴うこうした手続についての記憶は無いとしている上、上述した市の電算記録において、申立人の同年4月1日付けで適用される種別変更届の届出年月日として「S61. 5. 9」となっていることから、申立人は、第3号被保険者制度の開始に伴い当該届出を行ったと考えるほうが自然であり、こうした記録からも、申立人が申立期間について国民年金に未加入であったことがうかがえる。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたこ

とをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月まで
昭和 63 年 10 月に夫が会社を退職したため、夫と一緒に国民年金の加入
手続をした。申立期間以外の期間についての国民年金保険料は、納付も未
納も夫と同じであるのに、申立期間の保険料が、私だけ未納とされている
ことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料の納付はいつも一緒の時期に行っていたと思うと述べているところ、オンライン記録から、申立人の夫の昭和 63 年 11 月及び同年 12 月の保険料は平成元年 2 月に、同年 1 月の保険料は同年 4 月に、同年 2 月及び同年 3 月の保険料は 3 年 1 月に、それぞれ納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の夫の昭和 63 年 11 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う申立人の国民年金第 3 号被保険者資格喪失に係る届出は、オンライン記録の当該期間に係る第 3 号被保険者の非該当処理日等から判断して、平成 3 年 2 月以降に行われたものと推認でき、届出の時点まで申立期間は第 3 号被保険者として扱われていたと思料されることから、申立人の夫が当該期間に係る保険料を納付した上記日付の時点では、申立人の保険料を併せて納付することはできなかつたと考えられる上、届出の時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。